

**【表紙】**

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	東北財務局長
【提出日】	平成26年1月20日
【会社名】	株式会社アサカ理研
【英訳名】	Asaka Riken Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 野納 敏展
【本店の所在の場所】	福島県郡山市田村町金屋字マセ口47番地
【電話番号】	024(944)4744
【事務連絡者氏名】	執行役員管理本部長 鈴木 忍
【最寄りの連絡場所】	福島県郡山市田村町金屋字マセ口47番地
【電話番号】	024(944)4744
【事務連絡者氏名】	執行役員管理本部長 鈴木 忍
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

平成25年12月20日開催の当社第46期定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成25年12月20日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

当社普通株式1株につき金15円

第2号議案 定款一部変更の件

現行定款	改定後
<p>第14条（招集権者及び議長）</p> <p>株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、その議長となる。</p> <p>2 取締役社長に事故がある時は、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、その議長となる。</p>	<p>第14条（招集権者及び議長）</p> <p>株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>あらかじめ取締役会において定めた代表取締役がこれを招集し、その議長となる。</u></p> <p>2 前項の代表取締役に事故がある時は、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が株主総会を招集し、その議長となる。</p>
<p>第21条（取締役会の招集）</p> <p>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>取締役社長がこれを招集するものとし、その通知は、各取締役及び監査役に対し、取締役会の日の3日前に発するものとする。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p> <p>2 （現行どおり）</p>	<p>第21条（取締役会の招集及び議長）</p> <p>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、<u>あらかじめ取締役会において定めた代表取締役がこれを招集し、その議長となる。</u></p> <p>2 前項の代表取締役に事故のある時は、<u>あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、その議長となる。</u></p> <p>3 <u>取締役会の招集通知は、各取締役及び監査役に対し、取締役会の日の3日前に発するものとする。但し、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>4 （現行どおり）</p>
<p>第22条（代表取締役及び役付取締役）</p> <p><u>当会社に、社長1名を置き、取締役会の決議をもって取締役の中から社長を選定する。取締役社長は会社を代表し、会社の業務を統括する。</u></p> <p>2 <u>取締役会は、その決議により会社を代表する取締役を定めることができる。</u></p> <p>3 取締役会はその決議により、取締役会長、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役若干名を置くことができる。</p>	<p>第22条（代表取締役及び役付取締役）</p> <p>取締役会は、その決議により、取締役社長1名を選定する。取締役社長は会社を代表し、会社の業務を統括する。</p> <p>2 <u>前項のほか、取締役会は、その決議により代表取締役を選定することができる。</u></p> <p>3 取締役会はその決議により、取締役会長1名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役若干名を置くことができる。</p>
<p>第23条（取締役会）</p> <p>取締役会は、法令または本定款に定める事項のほか、当会社の重要な業務の執行を決定する。</p> <p>2 社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が社長の職務を代行する。</p>	<p>第23条（取締役会）</p> <p>取締役会は、法令または本定款に定める事項のほか、当会社の重要な業務の執行を決定する。</p> <p>2 <u>代表取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序に従い、他の取締役が代表取締役の職務を代行する。</u></p>

下線部が変更箇所

第3号議案 取締役6名選任の件

取締役として、山田慶太、野納敏展、志村高史、佐久間幸雄、熊谷巧、及び三崎秀央を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	賛成率(%)	決議結果
第1号議案	18,613	118	0	(注)1	97.76	可決
第2号議案	18,693	38	0	(注)2	98.18	可決
第3号議案						
山田 慶太	18,699	32	0	(注)3	98.21	可決
野納 敏展	18,635	96	0		97.88	可決
志村 高史	18,655	76	0		97.98	可決
佐久間 幸雄	18,646	85	0		97.94	可決
熊谷 巧	18,615	116	0		97.77	可決
三崎 秀央	18,646	85	0		97.94	可決

(注)1 出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

(注)2 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

(注)3 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計したことにより可決要件を満たし、会社法上適法に決議が成立したため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。

以上